

公益財団法人全日本柔道連盟における子どもに対する性暴力防止に向けた対応方針

1. はじめに

令和 6(2024)年 6 月 19 日に成立、同月 26 日に公布された「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)」を受け、(公財)全日本柔道連盟(以下「本連盟」という。)では、子どもたちが、安全・安心に柔道を継続して楽しむことができるよう、子どもたちが柔道をする環境の健全性と安全性を確保することを目的に、以下の基本方針を定める。

2. 基本方針

本連盟は、2020年 10月 30日に2度目の「暴力行為根絶宣言」を発出した。その宣言では次のことが謳われ、柔道界をあげて暴力行為等根絶に取り組んでいる。

嘉納治五郎師範は、「精力善用(善を目的に心身の力を最も有効に使用すること)」「自己共栄(自分と他人との調和をはかり、お互いが繁栄して行くようにすること)」を柔道の根本に据え、日々鍛錬し技を磨く中で、心の修養に努め、「自己を完成し、世の中の役に立つ人になる」という究極の目的に向かって努力して行くことが最も大切だとしている。柔道に高い精神性を求められたのであり、柔道に暴力は決して存在してはならず、暴力と柔道は、決して相いれないものである。＜中略＞

柔道指導者はもとより、柔道を行う全ての者は、いかなる身体的・精神的暴力 も行わず、また、いかなる暴力行為 も 黙認せず、柔道の間からのあらゆる暴力の根絶に努める。

全日本柔道連盟は、本宣言発出後も上記暴力行為等を行った者に対しては、これまで以上に厳しい処分を臨むことを宣言する。

全日本柔道連盟「暴力根絶宣言」より抜粋

とりわけ、性に関する認識や知識が乏しく、抗う術を知らない子どもへの性暴力 は、極めて卑劣な行為であり、個人の尊厳を著しく傷つけ、その影響は長期に及びうるもので、決して許されるべきものではない。

本連盟では、「こども性暴力防止法」の趣旨を踏まえ、子どもに対する性暴力の防止や被害を受けた子どもの適切な保護・支援につなげることができるよう、本連盟の諸制度において 3. の具体的な取組を進め、子ども自身が安全に柔道活動に参画でき、かつ保護者が安心して子どもを託すことができる環境を実現する。

また、本連盟加盟団体をはじめとする関係団体や関係者へ「こども性暴力防止法」の趣旨を周知し、理解を深めていただくことにより、自主的・自律的な取組が行われることが重要であるとする。

3. 具体的な取組

(1) 本連盟諸制度における各種規程類の見直し

子どもたちへの性暴力を未然に防止するためには、子どもたちへの性暴力を決して許さない、受け入れないという姿勢を、内外に明確に示すことが必要と考える。そこで、本連盟指導者資格制度をはじめとする諸制度における関連規程類の見直しを行い、性暴力から子どもたちを守る対策を講じる。

(2) 相談窓口での対応強化

性暴力の早期発見と被害の拡大を阻止するためには、性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい体制を整備することが必要である。このため、現在設置しているコンプライアンスホットライン(通報窓口)のさらなる活用を周知するとともに、公的機関が設置している相談窓口を周知することにより、子どもたちの保護・支援につなげる。

(3) 「こども性暴力防止法」の周知及び自主的・自律的な取組の促進

柔道界全体において子どもたちへの性暴力の根絶を図るためには、加盟団体等も自主的・自律的に取組を実践していくことが必要であり、加盟団体等に対して、「こども性暴力防止法」や関係ガイドラインを周知し、理解を深めていただくことにより、自主的・自律的な取組が行われるよう促す。

(4) 関係団体との連携強化

こども家庭庁やスポーツ庁、および日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会との連携を強化することにより、学校、家庭、地域など、子どもがスポーツに関わるあらゆる環境において、性暴力防止に向けた多面的な取組を推進できるようにする。

4. おわりに

上記(1)から(4)の具体的な取組については、2026年12月25日に施行が予定される「こども性暴力防止法」や関係ガイドラインの内容を踏まえ、加盟団体をはじめとする柔道に関わるすべての関係者の協力を得て実施する。

2026年 9月 17日
公益財団法人全日本柔道連盟